

## コンタクトレンズに係る診療費のお知らせ

### 1. 初診料及び再診料

コンタクトレンズの装用を目的としている方で、当院に初めて受診した方は初診料 291 点を、当院（関西医科大学他の附属病院を含む）でこれまでにコンタクトレンズ検査料を算定したことがある方は再診料 75 点を算定いたします。

### 2. コンタクトレンズ検査料 1 200 点

当院でコンタクトレンズの装用を目的に眼科学的検査を行った場合は、検査料として 200 点を算定いたします。

※当院はコンタクトレンズ検査料 1 の施設基準に適合していることを近畿厚生局に届け出ています。

※ 当院眼科ではコンタクトレンズを含む眼科一般診療を行っています。

※ 厚生労働大臣が定める疾病の治療によっては、上記のコンタクトレンズ検査ではなく、眼科学的検査料を算定する場合があります。

### 3. コンタクトレンズの診療を行う医師の指名

前田 敦史 （厚生労働省の施設基準に定める経験を有しています。）

眼科診療経験：2014 年から眼科診療

4. その他コンタクトレンズ診療についてご不明な点がございましたら、遠慮なくお尋ねください。